

# (仮称) 市民健康文化都市条例の制定に向けて

## 1 条例制定の背景

わが国における、自治体の特性を活かした市民参加のまちづくりは、1970年代後半から1980年代後半にかけて「まちおこし」や「地域おこし」が活発に行われ、地方自治体の特色ある政策展開が全国各地で広がり、「地方の時代」の始まりとなった。

各自治体ではまちづくりの目標や住民の心構えを表す「市民憲章」や「都市宣言」を制定するなど、住民参加によるまちづくりが活発化し、自らのまちは、自ら考えつくる協働のまちづくりが本格化した。

### (1) 市民の主体的・自主的なまちづくりの進展

市民と行政の信頼関係を築くため、自治体の透明性、公開性を高めることで、市民参画による自治体運営が広く浸透してきた。

### (2) 地方分権による自治体改革

地方分権一括法の制定（平成11年）により、自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大し、自治体では個性的で活力あるまちづくりへの取組が加速した。

### (3) NPOや市民活動団体等の活発化

地域でのニーズが多様化、複雑化する中で、まちづくりを担う多様な主体（NPO、市民活動団体等）が台頭し、行政と協働による公共活動を展開してきた。

## ■袋井市の歩み

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 平成17年度 | 新「袋井市」誕生               |
| 平成18年度 | 「袋井市民憲章」制定             |
| 平成19年度 | 「協働まちづくり事業」スタート        |
| 平成22年度 | 「日本一健康文化都市」宣言（市制施行5周年） |
| 平成23年度 | 市民と行政のパートナーシップによる取組の推進 |
|        | ・「地域防災対策会議」スタート        |
|        | ・「地域担当職員」の設置（平成25年度～）  |

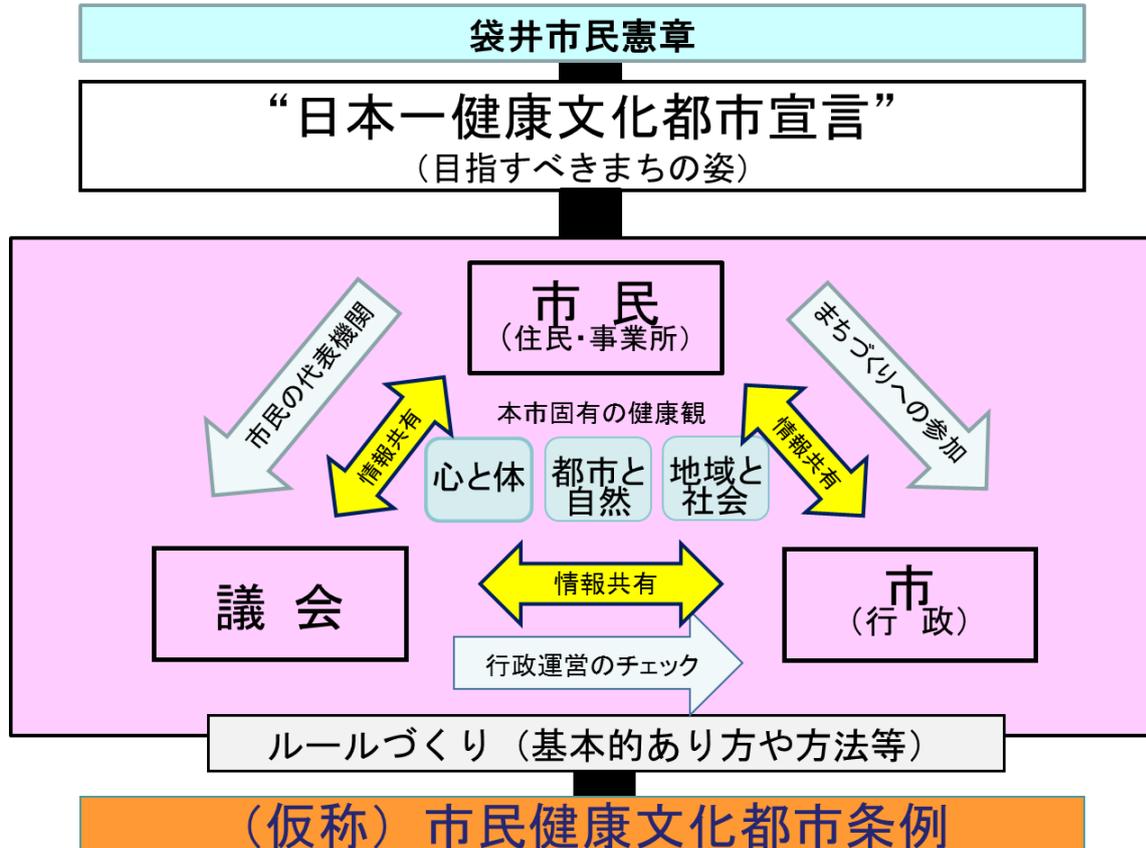
## 2 条例制定の意義

本市では、平成 22 年に「日本一健康文化都市」を宣言し、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」の 3 つの視点から、市民満足度の高いまちづくりを展開してきた。

しかし、「心の豊かさ」や「暮らしの充実」を求める市民ニーズが複雑多岐にわたり、且つ、今後、ますます人口減少、少子高齢化が進展し、財政的な負担が増加する状況の中で、市民満足度の高いまちづくりを実現するためには、市民、地域団体、事業者等と行政が良きパートナーとなって、協働により地域社会全体のまちづくりに取り組むことが重要である。

このため、市民、地域団体、事業者、行政の役割や責務を明らかにするとともに、協働によるまちづくりのあり方や仕組み、健康文化都市の実現に向けた市政運営の方針などについて、条例を定め市民主体のまちづくりを推進する。

### ■市民健康文化都市条例の位置づけ



### (1) 条例の性格

この条例は、市民の創意により決意表明した「日本一健康文化都市」の実現に向け、市民等と市が協働して取り組むための拠り所であり、他の条例や計画等の全てに共通する統一的な行動や判断の基準を示すものである。



位置づけ	個別条例との上下関係はないが、既存の条例や計画等を統一的に推進するための幹となるもの
作成主体	行政主導型（市民参画を得て作成）
構成要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本理念</li> <li>■ まちづくりの担い手の役割と責務 市民、地域団体、事業者、市議会、市長等、市職員</li> <li>■ 参加と協働</li> <li>■ まちづくりに関する基本施策</li> </ul>

### (2) 罰則の扱い

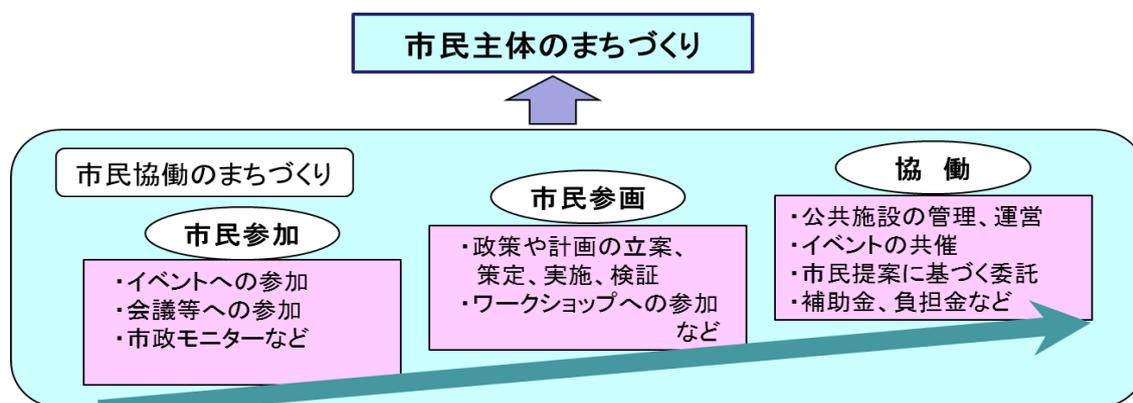
この条例は、市民が積極的に健康文化のまちづくりに参画するための基本となるものであり、条例の実効性は市民自ら実践することにより担保されるものであることから罰則は必要としない。

## 3 市民主体のまちづくりを目指して

### (1) 市民参加、市民参画、協働によるまちづくり

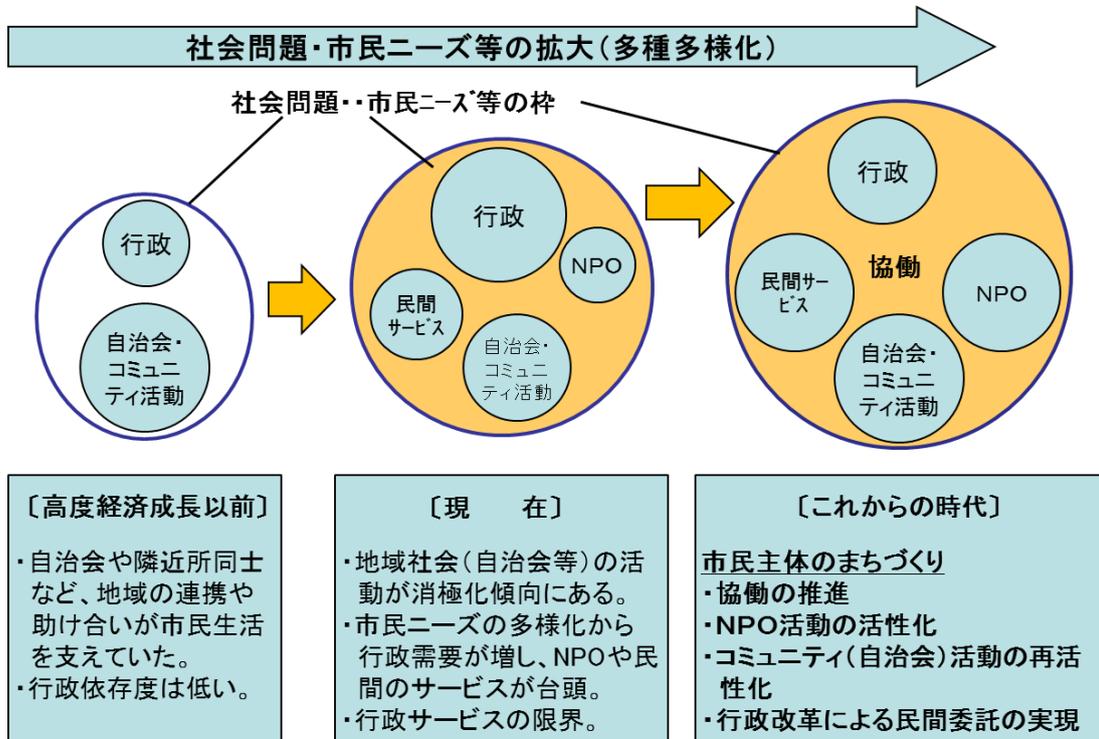
市民主体のまちづくりの実現には、以下の3つの方法が考えられる。

- ア 市民参加 行政が主催する会議やイベントに市民が参加すること。
- イ 市民参画 行政が政策や計画などを決定する場合に、企画段階から関わるなど、市民が影響力を持って参加すること。
- ウ 協働 市民参加と市民参画の上に立って、市民と行政が対等なパートナーとして目的を共有し、協力して活動していくこと。



## (2) 時代変化に伴う公共サービス担い手の変遷

時代の変化に伴い、多様化・複雑化する市民サービスに対応するため、公共サービスの担い手も変化する。



## 4 条例の構成等について

### (1) 前文

袋井市が掲げる「日本一健康文化都市」の理念や、市民の皆さんにまちづくりへの参加と協働によるまちづくりの必要性及び背景等の考え方について示す。

### (2) 目的

「日本一健康文化都市」の実現に向け、基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等がそれぞれの役割を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの考え方を示す。

### (3) 定義

条例に示す、「市民」「地域団体」「事業者」「市議会」「市長等」「まちづくり」の用語の定義の考え方について示す。

### (4) 基本理念

市民や地域団体等は、「日本一健康文化都市」宣言の理念に基づき、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むことなどの考え方を示す。

### (5) 市民の役割

市民は、基本理念に基づき、自ら果たすべき役割を自覚し、互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、健康で快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組むことなどの考え方を示す。

### (6) 地域団体の役割

地域団体は、その社会的使命や機能を認識し、地域に根ざした活動を主体的かつ積極的に行うことなどの考え方を示す。

### (7) 事業者の役割

事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるとともに、市が実施する「日本一健康文化都市」に関する施策に協力するよう努める考え方を示す。

### (8) 市議会の責務

市議会は市の議決機関として、市民の意見や意思を「日本一健康文化都市」の推進に反映するよう努める考え方を示す。

### (9) 市長等の責務

市長は、市民、地域団体等が行う活動への支援を通じて、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、「日本一健康文化都市」の実現のために必要な施策を総合的に策定し、これを実施するなどの考え方を示す。

### (10) 市職員の責務

市職員は、市民、地域団体等と協働し、まちづくりに積極的に取り組むとともに、市民がお互いに連携できるよう努める考え方を示す。